

原 著

人権論の基盤に何を据えるか

加藤 幸信

【抄 錄】

人権思想の確立にあたっては、ジョン・ロックやジャン・ジャック・ルソーといった哲学者が大きく貢献した。しかし、彼らの基盤となる自然法思想は、社会的存在である人間を個人に還元してしまうものであり、当時の社会的状況に対するアンチ・テーゼの面が強いと言える。したがって、その時代的社会における大きな有効性を有した反面、理論的には必ずしも正しいとは言えないものである。

人権論の基盤となるべきものは、彼らよりも、むしろドイツの哲学者ヘーゲルに存在する。ヘーゲルはかつて国家主義者として語られることが多く、人権と結びつけて説かれることは少なかった。しかし、彼の説いたことを理論的に読み返せばそうではないことがわかる。彼は、観念論者であり、精神の本質を自由だとして『歴史哲学』において、世界史は自由の意識の発展だと説いた。これは、人間の本質は自由だということである。ここに我々は人権論の基盤を求めることができる。

ただ、ヘーゲルは東洋の世界から歴史を説き、ルソーやヘーゲルに先行するドイツの哲学者カントが説こうとした人類の原始状態、人類の起源に関しては説いていない。この点を補い、唯物論の立場から読み返せば、ヘーゲルの理論は人権論の基盤となりうるものである。

【キーワーズ】 人権、ルソー、ヘーゲル、歴史哲学

I はじめに

看護大学で人権論の講義を担当するようになってから八年近い歳月が流れたが、その間一貫して脳裏を去らなかつたことは、看護学専攻の学生に対する人権論の基盤に何を据えるか、ということであった。これは、ただ単に看護学を専攻し看護実践家をめざす学生が興味をもつことを説こうということにとどまるのではなく、看護と人権および看護教育と人権論は似たような構造を持つように思われ、それをふ

まえれば看護につながる人権論が説けるのではないのか、という思いがあったからである。では、同じような構造とは何か以下に述べよう。

『科学的看護論』の著者であり本学の学長でもある薄井坦子は、看護教育に関して次のように説いている。

「現在、私は看護教師として、学生たちが看護することの意味とよろこびを感じとて巣立つことを

願って、さまざまな試みを続けております。その中心となる柱は、「自分でない他人のために、自分が判断しなければならない」という看護の根本矛盾を調和的に解決していくための方法論を身につけてほしいということです。この基本姿勢を身につけて得なかつたら、この厳しい看護の世界で安らうことにはできないのではないか、と思うからです。」¹⁾

人権も「自分の権利と他人の権利」という根本的矛盾をかかえている。自分の権利の尊重ということは誰しも願うことであるが、自分の権利を尊重させただけでは人権を護ったとはいえない。なぜならば、それは単に自分の利益を護っただけのことであるし、場合によっては他人の利益、権利を侵害しかねないからである。したがって、人権に関しても自分ではない他人との関係、言い換れば「自分でない他人のために」ということが大問題となってくる。ここまで、改めて説くまでもないことであろう。

では、どうするか。他人の権利を尊重すればいいのだろうか、そのために自分の利益を犠牲にすればいいのか、あるいはお互いに相手の権利を尊重しあえばいいのだろうか。

けれども、自己犠牲ということになると、これは肝心の自分の権利が護れないことになるから、長く続けることは困難だと言えよう。また、お互いに相手の権利を尊重しあうといえば言葉は美しいが、実際には妥協しあうだけのことであり、したがってお互いの力関係に応じて尊重しあうということにもなりかねない。いずれにしても、これでは自分の権利と他人の権利という根本的矛盾を調和的に解決したことにはならないであろう。

しかし、この根本的矛盾を調和的に解決する方法はないのだろうか。別言すれば自分の権利の尊重が他人の権利の尊重に本当につながりうる道はないのだろうか。さらには、自分の権利の尊重が目の前の人間同士の利益や権利尊重にとどまるのではなく、社会全体の利益や権利尊重にまでもつながりうる道

はないのだろうか。

これらの道は、歴史的にみれば、可能性としては存在する。なぜならば、人類は歴史の発展と共に人権をも拡大してきたのであり、その結果として、近代になってはじめて個人の主体性が尊重されるように、言い換えれば個人が自分の意志に基づいて自由に生きることが認められるようになってきたという事実が存在するからである。たとえば、ナイチンゲールが活躍した19世紀は大英帝国の最盛期であり、彼女が活躍し始めたころから、イギリス人の人権は大きく拡大していったのである。

けれども、歴史が発展すれば人権も拡大するというだけでは、「人権の拡大は歴史の発展、社会の発展の余力・恩恵によるものだ、社会が物質的に豊かになったから人権も拡大したのだ」ということで終わりかねない。これでは、人権が拡大するか否かは物質的な豊かさ次第だということにもなりかねない。

物質的な豊かさはもちろん重要だが、逆に人権の尊重、拡大が社会の発展につながった面はないのだろうか。人権の尊重、拡大は単なる歴史の発展、社会の発展の余力や恩恵ではなく、もっと本質的な面でつながるところはないのだろうか。

このように述べれば、「基本的人権の尊重などという考えるまでもない当たり前のことを、何も今更わざわざ難しく考える必要はないのではないか」とといった声があがるかもしれない。

たしかに現代に生きる我々にとっては、基本的人権の尊重ということは当たり前のことでしかないようと思われる。基本的人権の尊重や福祉の充実といったことに正面から反対を公言する人間はまずはいないであろうし、仮に存在したところで、そうした人間の言葉が大きな共感を巻き起こすとは到底考えられない。

しかし、基本的人権の尊重は当然のこととはされていても、その理論的な基盤は必ずしも確立されているとは言い切れない。それを反映するか

のように、現在、人権は守られているとは言い切れない状況が存在するのである。生存権を例にあげれば、現在声高に年金問題が語られ、政治の大きな焦点となっている。これだけを見れば、もはや生活保護をめぐって生存権が争われた朝日訴訟も遠い昔のことであり、現実に働いている人々やその世代の生活は充分に保障され、その結果として焦点は引退後の健康で文化的な生活の保障に移ったかのような錯覚すら覚えかねない。もっとも議論の内容を見れば、支給水準の引き下げ等でお寒いかぎりではあるが、少なくとも現在において多額の社会保障費が支出されていることは事実である。*

けれども、一方で国民の全体的な生活が豊かになり生活保護給付の水準も改善された反面、生活保護の受給者数そのものは毎年増加し、平成14年には120万人を超えていたのが現実である。**

また、パラリンピックがメディアで大きく報道され注目を浴びる反面、障害等のハンディを有した人々の生活は充分に保障されているとは言えない現実もある。そして、何よりも働く世代を中心に自殺者は急増し、年間三万人を越えるまでになり、過労死、過労自殺をとげる人間も増加をたどっており、大きな社会問題となっているのである。***

つまり、日本は世界有数の経済大国として物質的な豊かさを持ち、現役引退世代の老後の生活は年金給付や医療保障によって、かつて無い水準で保障されているといえる。しかしその一方で、その豊かさを支えている働く世代は、健康で文化的な生活どころか、生命自体が脅かされかねない状態にあると言えよう。こうした状況を反映してか、熱心に働くな

いことや低い年収に甘んじることが、生命を守る方策だという見解もうっかりすると生まれかねない有り様であり、事実そうした見解につながりかねない考えも見られるのが現状である。****

けれども、奴隸制に立脚した古代ギリシアのポリスであればともかくも、資源もほとんどない現代の日本が労働を軽視しては社会の発展は望めないのであろうし、仮にもし社会が発展しないことが人権擁護につながるというのでは、人類の発展は一体何だったのか、人間とは一体何なのか、ということになる。ルソーの『人間不平等起源論』の献本に対する札状の中で、ヴォルテールが「あなたの著作を読むと四足で歩きたくなります」²⁾と書いたという逸話が伝えられているが、社会の発展を否定したのでは、そもそも人間に進化したことが間違いであり不幸の始まりだった、ということにもなりかねないのである。

II

1. 現状について

歴史的に見れば、人権の保障、伸展は、その中身が市民であるか労働者・農民であるかは別としても、現実に働く層の権利・生活保障としてなされてきたものだと言えよう。また、個人が低い年収に甘んじることや趣味を優先した生活を選択することは、個人レベルで見るならば、もちろん当人の問題であり他人が口をはさむべきことではない。けれども、社会全体の物質的な豊かさも維持しなければ、医療費保障といったことは不可能となってしまう。現在、所得格差が広がり、富裕層とそうでない層との二極化の進行が指摘されているが、これは社会の発展と

* 国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成14年度の社会保障給付費（概要）は83兆5666億円にのぼる。部門別には、医療31.4%，年金53.1%等である。

** 国立社会保障・人口問題研究所によれば、生活保護の受給者は平成8年度以降増加傾向にあり、平成11年度に100万人、平成14年度に120万人を超えた。（一カ月平均） 2004年11月8日付けの日本経済新聞によれば、「厚生労働省は、生活保護の給付水準を五年に一度ずつ全面改定する「検証制度」を2005年から導入する方針を固めた」とのことである。

*** 警察庁生活安全局地域課の発表では、平成10年度以降自殺者は3万人を越え、平成15年度は34427人にのぼるという。

**** 森永卓郎：年収300万円時代を生き抜く経済学、第1版、光文社、2003. は傾聴すべき見解が多い反面、このような見解につながりかねない面もあるように思われる。

いう面からも、人権の保障という面からも危険な兆候と言えよう。*

このように、生存権について見ただけでも、一方では人権の保障が伸展しながら、一方ではその基盤を崩しかねないちぐはぐさと危うさを有しているのが現状である。もし、これが人権論の基盤となる理論的根拠の不在と関係していると言ったならば、果たして言い過ぎになるのだろうか。本当に理論的根拠がきちんと説かれているならば、人権擁護が叫ばれ社会が物質的に豊かになる一方で、なぜ人権の保障・発展に大きな役割を果たしてきた、そして現在も果たしている働く世代の生命が現在脅かされつづあることに歯止めがかからないのだろうか。

2. 人権は道徳的な問題か

このように説いてくると、「現実の社会で人権が守られていないからといって、それを理論的基盤の不在と結びつけるのは、いささか以上に強引すぎるのではないか。先にも述べたように、人権が人間が生まれながらにして有する権利であることは、現代人にとっては自明の理なのだから」とか、「人権の理論的基盤であれば、ロックやルソーといった哲学者が説いているのではないのか」といった疑問の声が再びあがることになろう。

たしかに、これだけでは理論的基盤の不在ということは言えないであろう。しかし、では理論的基盤は存在するのか、あるいはロックやルソーが説いたことは人権思想の理論的基盤となりうるのかと改めて見てみれば、そうとは言いきれないである。

なぜならば、「生まれながらにして有する」とか「自明の理」といっただけでは、何ら説いたことはならないからである。もし確固とした理論的な基盤が存在するならば、なぜ「自明の理」ではない時代から現在に至るまで、「自明の理」とか「生まれながら」という同じ言葉が人権に関して延々と説かれるのか、説明がつかなくなってしまう。あるいは、

人権について真摯に考えている研究者が、事実と道徳的真理という区分をなし、「すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命・自由および幸福の追究の含まれる…」³⁾と謳いあげたアメリカ独立宣言は「自然的な事実を述べ」ている訳ではなく「道徳的な訴えと誓いを意味する」⁴⁾などと説くのかの説明がつかなくなってしまう。

ではなぜ事実と道徳的真理といった区分がなされるのかといえば、事実的に見た場合「すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命・自由および幸福の追究の含まれる…」などということはありえないと思われるからであろう。たとえば、独立宣言がなされた当のアメリカでさえ、奴隸解放令が出されるのは独立宣言の約百年後であり、現在に至るも人種差別は解消していない。これでは、到底「一定の奪いがたい天賦の権利を付与され」などとは言えなくなってしまう。

しかし、それでは、アメリカ独立宣言が述べていることは道徳的な訴えや誓いに過ぎないのだろうか。天賦人権ということは、フィクションにすぎないのだろうか。けれども、この問題を考える前に、まずロックやルソーの思想・理論について考えてみよう。

3. 社会契約説について（その1）

ロックやルソーといった哲学者は、人権思想の確立、人権の確立に大きく寄与した偉人である。けれども、彼らの思想、理論は現実的な課題を反映したもの、あるいは現実的な課題を先取りしたものであつただけに、現実的な有効性は大きかった反面、必ずしも理論的に正しかったわけではない。しかも、彼らの時代にはまだ自然の究明も社会の究明もそれほど進んではいなかった、という面も忘れるわけにはいかない。もっとも、だからこそルソーの「人間不平等起源論」のような大胆な論も展開できたとも言

* 橋木俊詔：日本の経済格差、第1版、岩波新書、1998.

えるのかもしれないが、逆に限界も大きかったのである。

このように説くと「思想や理論は時代的制約を受けるから、ロックやルソーといった偉大な人物の思想、理論にも時代的な制約は存在したのかもしれない。だが、時代的制約が存在したというだけでは、何も説いたことにならないのではないか。具体的に、彼らの思想、理論にどのような問題が存在しているのか」という疑問の声があがろう。

ここで最初に提示した問題をもう一度考えよう。引退世代の生活がかつてない高水準である一方で、働く世代の自殺率が極めて高い水準にあり、労働条件が悪化しているのはなぜなのだろうか。景気が悪いせいなのだろうか、それとも少子高齢化のせいだろうか。

しかし、少子高齢化といつても、出生数が圧倒的に多いいわゆる団塊の世代はまだ現役世代として働いているし、若者は就職難が現実である。景気の問題にしても、昭和初期のような深刻さはないといえる。では何が原因かと言えば、労働条件悪化の最大の原因是、社会主義国家の崩壊によって社会主義思想が力を失ったことによるといえよう。もはや、資本家は労働者の団結を恐れる必要はなくなったのである。つまり、東西冷戦の時代にその最前線に位置した旧西ドイツの労働者が優遇されたような、あるいは60年安保で政府を震撼させた日本の労働者が、その後の高度経済成長政策において優遇されたような条件は、現在は消えてしまっているのである。

しかし、社会主義思想とは無関係の三権分立制は何らその存在基盤を失わないどころか、東西の激しいイデオロギー対立が消えた分、逆に統治権の担掌者は参政権を有する国民の意向により敏感にならざるをえなくなった。社会主義政党対自由主義政党の先鋭的な対立ではなく、政党の合従連衡、自由主義政党内の人気争いという面が生まれてきたからである。

したがって、個々の企業内の問題として現象し、そのままでは国民的な統一的課題となりにくい労働条件の問題よりも、年金・老人医療といった国民的課題となりやすい問題がクローズ・アップされることになるのである。(もっとも、年金・老人医療の問題は、高度経済成長により労働者の生活水準が向上し、労働者の生活問題そのものよりも老人医療の無料化などの社会福祉政策が大きくクローズ・アップされるようになった1970年代以降の流れもあるが。)

つまり、労働者によって政権を脅かされる危険性が全くなくなった現在、政府は労働者の意向ではなく、有権者の意向に大きく配慮するようになったといえよう。

4. 社会契約説について（その2）

上記の見解は、何も社会主義思想の復活が労働者を中心とした働く世代の人権擁護に重要だと言わんがためのものではない。そうではなくて、社会主義思想の影響力がほぼ消滅した現在、ロック等の社会契約説の理想により近い状況が生まれているということである。その状況が、一方では生存権の保障、伸展につながっている反面、その基盤を支える働く世代の人権を脅かすというちぐはぐさを生じているということである。(もっとも、だからこそ、低い年収でうんぬんといった社会の発展を否定するルソー的な発想が必要だという声があがるかもしれないが、それが無理なことは既に説いた。)

では、社会契約説は、どこに問題が存在するのだろうか。これについては、理論的にはすでにドイツ観念論哲学者のヘーゲルが社会契約説の基盤となる自然法思想に関して説いていることである。

「[一] 自然状態は、いったんフィクションとして立てられた後で、それに付随している諸悪のために放棄される。ということはほかでもない、

到達目標が前提されているということ、つまり混沌たる抗争状態を脱した調和が善であるということ、言い換えるとそれこそが目指されるべきものであるということが前提されているということを意味する。

(中略)

自然状態とか…、また諸主体がかの最高権力のもとに絶対服従せしめられる関係といったものは、有機的人倫をなすはずの諸契機がばらばらに分裂してその一つひとつがそれぞれ特別の本質的なものとして固定され、まさにそのために、理念と同様に見当ちがいのつかまれ方をした場合にとる形式なのである。…

これに対して人倫の絶対的理念は、自然状態と法的状態の尊厳とを端的に同一のものとして含んでいる。」⁵⁾

最初の引用で批判の対象となっているのは、自然状態を好ましくないものとしたホップズやロックであるが、自然状態を好ましいものとしたルソーについても論理的には同じことが言える。彼らの説く自然状態は現在を裏返したフィクションにすぎないのである。現在の在り方を肯定するにせよ否定するにせよ、その目的のために現在とは違った自然状態が持ち出されるのであり、この意味であらかじめ到達目標が設定されているのである。

だから、形式的には自然状態から現実を見ているようでも、実際には現在を先に見ているのであり、自然状態は現在によって否定される運命にあるのである。したがって、何が問題かと言えば、想定した自然状態が全く現在にはつながらないということである。ここには、否定はあっても、発展ということは存在しない。つまり、自然状態あるいは現在といったそのものの在り方を裏返す否定ということは出てきても、そのものの発展ということは出て来ないのである。自然状態を否定して発展したもののは何か、現在を否定して発展するものは何か、ということに

対する答えはここからは出てこないのである。したがって、自然状態の否定、さらには現在の否定ということが、単なる否定の繰り返しに終わって出発点に戻るということにもなりかねない。革命のような現状否定の面が強いものの理論的な裏付けには有効であっても、逆にそれが限界にもなるのである。

では、彼らが想定している自然状態は現在の單なる裏返しにすぎないのかと言えば、実はそうではない。ヘーゲルが説いているように、彼らの自然状態は現在の社会的人間を個としてバラバラに切り離し、それを寄せ集めたものなのである。だから、そこには自然的状態は存在しても、法的状態は存在しない、つまり社会は存在しないのである。なぜならば、人間の社会は法によって統括されている、法の統括無しでは存在しえないからである。

5. 国家をどう見るか

さて、このように説いてくると、「それではお前は、ヘーゲルを持ち出してルソーやロックを否定するのか」と訝かる声や、「ヘーゲルと言えば、国家主義者であり、彼の哲学は国家公認の哲学であったはずである。したがって、人権とは対極の立場にある人間のはずだが。」という反論の声が上がることになろう。(補注)

まず最初の声に答えるならば、ヘーゲルを理論的基盤に据えようとしていることは事実であるが、ここで目指していることは、単なるルソーやロックの否定ではない。彼らの思想、理論は誤謬を含むとは言え、当時の時代的状況を反映した見事なものである。したがって、これを単に否定してしまうことは、自然法学が自然状態を単に否定してしまうのと論理的には同じ誤りを繰り返すことになってしまう。

次に、ヘーゲルは確かに国家を神聖視した国家主義者であると言える。しかし、彼が国家を神聖視したのは、国家が人間の実存形態であり、現実に国家として発展してきたからである。だから彼は「国家が自由の実現」⁶⁾と説くのであり、彼は無条件で現

実の国家を讃美したわけでも、国家権力の担掌者の行為を承認しているわけでもない。

周知のようにヘーゲルは「哲学者たちを阿呆の画廊」と見るのは誤りだと説いた。⁷⁾ 哲学の歴史に登場する個々の哲学者は、現在の我々から見ればそれぞれに間違いが目につくとしても、彼らは時代時代の最高峰となる学説を立てたのであり、それらの学説の流れとして哲学の発展があったのである。したがって、現在からみれば誤った説であっても、その時代の哲学としては正しいのであり、学説の流れとしても正しいのである。たとえば、ヘーゲルにおいてほぼ完成をみたドイツ観念論哲学にしても、イギリスの経験論と大陸合理論の二つの流れの上に成立したものであり、またヘーゲルは同じドイツ観念論の先人であるカントを批判するが、だからといってカントの学説なしにヘーゲルが登場できたのかは、はなはだ怪しいのである。

国家についてこれと同じことが言える。現在の我々からみれば歴史的な国家は未完成であるかのように思われかねない。人権についてもこれを保障しているとはとても言えない。しかし、時代時代の最先端として人類の発展を担った国家は、時代の国家としては完成していたのである。(だからこそ逆に、ヘーゲルの説く世界史の発展、つまり東洋、ギリシア、ローマ、ゲルマン、の発展は、国家に焦点を当ててみたのでは、つながらないのである。) 人類の発展の流れは、これらの国家の発展の流れの中で成立するのである。したがって、たとえば、古代ローマ帝国に対して奴隸制に立脚しているからけしからん、と現代の価値観から批判したところで始まらないのである。

これを別の面から説くならば、「人間は文化を創りあげた神聖な存在だ」という主張に対して、個々の人間の在り方から「どこにも神聖な人間などは存在しない」と反論しても意味がないようなものである。たしかに個々の人間を見れば、世界史上に名を残す偉人といえども、個々の欲望から行動したり愚

行を行なったりと、欠点が存在しないわけではない。こうした面だけを見れば、神聖な人間などは存在しないことになる。しかし、そのような後世に引き継がれない個人的な愚行を見ても始まらないのであり、見るべきことは何がそのものの本質なのか、それがどのように発展させられてきたかである。「人間は文化を創りあげた神聖な存在だ」という主張に反論したければ、人間は文化を創りあげないということを証明するか、文化が神聖ではないということを証明しなければならない。

国家についても同様であり、個々の国家の欠点を見みても始まらないのである。悪い面だけを見れば、人間ほど罪深い動物は存在しないのと同様に、およそ国家ほど無慈悲に人間の権利を踏みにじったものも存在しない。しかし、では国家抜きで人間が実存できるのか、人類はここまで発展できたのか、完璧というにはまだ程遠いとはいえた人の権利をここまで守れるようになったのかと言えば、答えは否である。

6. 歴史哲学は何を説いているか

人類は大河のほとりで、強大な国家の成立と共にいわゆる四大文明を創りあげた。これは周知の事実であるが、では国家という強大な権力を抜きにして、大河のほとりという大洪水等の危険に満ちた場所で、そもそも生活していくことができたのだろうか。答えは、もちろん否である。

強大な国家の形成なしには四大文明どころか人の生活すら成立せず、その後の人類の発展もありえなかつたのである。言い換えれば、ここで強大な国家形成がなされなかつたならば、一八世紀における基本的人権の成立もなかつたのである。そして、肝心なことは、一八世紀における基本的人権の成立への道はすでにここから始まっていたということである。

これは、四大文明特に次の古代ギリシアにつながる古代オリエント文明の成立抜きには近代の国家が

成立しなかったということだけではなく、むしろ国家成立によって人間は自由を確保したということが重要であり、その発展形態として近代の自由があるということである。この人類の発展の流れを説いたものがヘーゲルの『歴史哲学』である。(ただし、ヘーゲルは基本的人権ということに焦点を当てて説いているわけではないが。)

このように説くと「四大文明あるいはその一つである古代オリエント文明に登場する国家はすべて国王が強大な権力を有する専制国家のはずだが、いったいどこに自由が存在するのか」という疑問ないしは反論が提出されよう。そこで、まずはヘーゲルの説いていることを見てみよう。

「…、精神は自分自身を知るものだからである。すなわち、精神は自分自身の本性の評価であり、したがって同時に自分自身に返る活動性であり、その意味で自分を産み出し、自分を本来の自分とするところの活動性だからである。そこで、このような抽象的規定からして、世界史について云うことができる。世界史とは、精神が本来持っているものの知識を精神自身で獲得していく過程の叙述である、と。丁度、植物の萌芽がその中に樹の全性質、果実の味や形を含んでいるのと同様に、精神の最初の足跡もまたすでに全歴史を潜在的に含んでいるのである。東洋人はまだ精神が、または人間そのものが本来自由であるということは知らない。彼らはこれを知らないが故に自由ではないのである。彼らは僅かに一人の者が自由であることを知っているにすぎない。」⁸⁾

ヘーゲルは観念論の立場に立っており、ここでいう精神とは絶対精神のことである。したがって、このままではわかりにくいので、唯物論の立場から意訳して説き直すと、おおよそ以下のようなことを説いていると言えよう。

「人間（の歴史）は、人間とは何かを知るもので

ある。すなわち、人間（の歴史）は労働により文化的発展をとげることによって人間の本質とは何かを理解し、本来持っている人間の本質にふさわしい文化的生活を実現する活動の過程である。この意味で、本来の自分を産みだし、本来の自分を実現する活動の過程である。我々は、このような過程を世界史において具体的に見ることができる。世界史とは、人間が労働による文化的発展を通して人間の本質を理解し、その本質にふさわしい文化的生活を実現していく過程の叙述である、と。丁度植物の萌芽がその中に樹の全性質、果実の形や味の原基形態を含んでいるように、人類の最初の足跡もまた原基形態としてその発展の可能性を含んでいるのである。…。」

さて、ここで人間の本質とは、誤解を恐れずに簡略的に云えば、主体性を持つということである。つまり、本能によって生きていく諸動物と異なり、人間だけが自分の判断で生きていく、自分が主人公として生活していくということである。

ただ、そのためには自分自身と外界を理解しなければならない。古代オリエントでいえば、洪水の時期がわからなければ自分の判断で生活していくどころではないのである。

したがって、まだ人類の文明の初期段階である古代オリエントでは、国家が一丸となってそこにすべてを集中することによって、生活していくために必要な実用的知識・技術をはじめて獲得したのであり、国家として自由を確保できたにすぎない。したがって、国家の意志を決定できる、一人（に収斂される）国家権力の担掌者だけが自由だったのである。これは、裏返せば、ごく少数の人間の主体性のみで国家が成り立ちうる低い段階だったとも言える。

ここから始まって、人間が人間として自由、つまりすべての人間が自由、平等であることを謳う人権宣言が宣言されるフランス革命までの人類の発展を説いたものがヘーゲルの『歴史哲学』だといえる。（もちろん、これですべての人間が自由になったわけではない。人間は、認識が未来を先取りし、それ

を目標として進むのであり、人権宣言は目標としての性質をも有している。)

ここで、「それは人類の歴史ではなく、ヨーロッパの歴史に過ぎないのではないか」という疑問、反論が提出されるかもしれない。この問題をきちんと説いている紙数はないが、これが人類の発展の主流であり、基本的人権もこの主流から偶然に生まれたのではなく、人間の本質的な発展として必然的に誕生したのである。言い換えれば、社会の発展がより多くの人間の主体性を必要としたのであり、すべての人間が自由・平等になっていく過程が人類を大きく発展させたということができるるのである。したがって、男女平等とはいながらも実質上男性主導で発展してきた社会が行き詰まりを見せつつある現在、女性の社会進出が進み女性の人権が国際的にクローズ・アップされつつあることは偶然ではない。これは、女性の力をどこまで發揮させるかに今後の社会発展がかかっている段階にまで人類は発展してきたことを示唆していると言えよう。すべての人間が主体的に生きられる国家、社会を創りあげることが人類の発展につながるのであり、現在はまだ実現されていないが、将来的には可能だと言える。

たしかに天が人権を与えたわけではない。しかし、上述のような意味では人権は決して道徳的真理にとどまるものではなく、天賦といつても良い性質を有しているのである。

いささか以上に不充分な面もあるが、以上の論旨から理解できるように、ヘーゲル特に彼の『歴史哲学』は、人権論の基盤となりうるものである。

ただ、ヘーゲルの『歴史哲学』といえども、完全なものではない。それは一つには観念論の立場に立ったものだけに、唯物論的に創りかえなければならないということである。これは大変な作業だと言えよう。

もう一つには、ヘーゲルは東洋（古代オリエント）から説いており、その前史は事実上カットされているということである。ヘーゲルは先の引用のなかで

「精神の最初の足跡もまたすでに全歴史を潜在的に含んでいるのである。」と説いているが、論理的一貫性を保つならば、この精神の最初の足跡は人類の誕生時にまで溯るべきである。この意味では、ヘーゲルは彼の先人であり同じくドイツ観念論学者であったカントの先駆的業績（『人間歴史の憶測的起源』）を受け継ぐべきだったと言えよう。時代的制約からカントと同じく「憶測」になるにしてもである。現代はヘーゲルの時代とは異なるが、この点を補うことも一大作業になろう。

III

おわりに

周知のように、人類の四大文明は大河のほとりという、自然の豊かさに大きく恵まれた場所で誕生した。まだ力の弱かった人類が文明といわれるほどのものを生み出すことは、このような自然に恵まれた場所でなければ到底不可能であった。それだけに、その場所を巡る争いもまた激烈であった。そして、その後も人間は、このような土地や資源を巡る争いを現在に至るまで繰り返している。人間が自然から離れては生活していく以上、こうした争いが繰り返されることは必然的なことのように思われないでもない。

けれども、ひるがえって現在の日本を見てみると、あまり土地にも恵まれず資源もほとんど存在しないにもかかわらず、経済大国として高い生活水準を維持している。これは、必ずしも土地や資源のみに頼らなくとも豊かな生活が可能であることを示しているが、それだけではない。日本が一国のみで生活しているのではなく、世界の多くの国との共存の上に豊かな生活を成り立たせていることは、人類がこの段階にまで発展したことを示唆しているといえよう。しかし、それも自殺者の増加、過労死、過労自殺といった問題がなければのことである。豊かな生活のためにはこうした犠牲もやむを得ないということであれば、土地や資源を巡って争い、犠牲を出すのと

あまり変わらないと言えよう。現在の日本は、豊かな生活と人権とを引き換えにしている観すらある。

本来であれば、人類の発展、豊かな生活と人権の伸展はメダルの裏表の関係にある。したがって、現在の日本は単に人権の面だけではなく人類の発展から見てもおかしな方向に向かっていると言えよう。もちろん、これは日本国内の問題だけではなく、国際情勢が大きく絡んでいるだけに解決策は難しい。けれども、ここで具体的に説く余裕はないが、現在の日本は人権をきちんと保障する可能性を秘めているのである。それだけに我々は、人類の発展と両立しうる人権論を確立して事態の悪化を防ぐ必要に迫られているといえよう。その理論的基盤となりうるのがヘーゲルの『歴史哲学』であり、ルソー、カントらの先駆的方法論である。

かくして、人権論が拡大していく歴史の一端を担う看護実践家をめざす学生たちに人権論を講義していく基盤に行き着くことができた。

(補註)

ヘーゲルと人権とを結び付ける研究者、著作も存在する。滝澤哲哉の『ヘーゲル哲学の真髓』は、以下のように、ヘーゲル哲学は「生存の保障」がこの世に具体的に実現させることを目標としていると説いている。

『ヘーゲルは、「概念」は「あるべきもの」であるとおしえている。「あるべきもの」とは何か。病気はしたくない、健康な体で生きたい、親より早く死にたくない、衣・食・住の安定的な確保の願い等々、ひっくるめていうと「生存の保障」ということになる。「あるべきもの」とは「生存の保障」なのである。すなわち真理とは「概念」である生存の保障と実在の一致であり、「生存の保障」が具体的に実現することである。…。

このヘーゲルが「概念」と述べているところは、すべて「あるべきもの」、すなわち「生存の保障」

のことを述べているとみなすと、ヘーゲル哲学は容易に理解することができる。』⁹⁾

しかし、ヘーゲルのいう「概念」が「生存の保障」だというのはあまりにも、牽強付会だといわざるをえない。もし仮に氏の説くようにヘーゲルのいう概念が「生存の保障」ということであるとしても、これではヘーゲルの説いていることは人権論であって哲学ではなくくなってしまう。したがって、氏が著作に『ヘーゲル哲学の真髓』と銘打っているのはおかしい、ということになる。

また、パーヴォ・バリシックは「今日のヘーゲル解釈においては、ヘーゲルが個人の人権や自由を擁護する積極的見解を持っていたかどうか疑わしいと考えられている」¹⁰⁾と前置きしつつも、ヘーゲルは人権の成立過程を現代よりも先取りして考察したと説く。

彼は、「ヘーゲルの人権の取り扱い方に批判的な態度をとる人々は、ヘーゲルの議論のスタート地点がカントの人権は基礎づけと対極の位置にあると考えている。」¹¹⁾とし、それに対して、以下のようにヘーゲルが本質的にカントの哲学的理念を受け継いでいると強調する。

「法哲学の問題において、特に人権の基礎づけの問題において、両者の哲学の傾向から受けるちょっとした印象以上に、ヘーゲルがカント哲学から継承したことは多いのだ。たとえば一七九五年四月一六日付けのシェリング宛の有名な書簡には、実践哲学の原理についてはヘーゲルは初めから革命を期待していた、と書かれている。」¹²⁾

氏の説く、ヘーゲルがカント哲学から継承したことは多いというのは首肯できるが、ヘーゲルが20代半ばにシェリングに宛てた書簡を持ち出してもさほど意味はない。なぜならば、この書簡から10年

以上経ってヘーゲルはシェリングと別れ独自の哲学を築いていくからである。しかし、それ以上に問題なのは、カントとの関係を問題にするのであれば、ヘーゲル哲学がカント哲学から何をどう継承し発展したかを説かなければならぬということである。本質的な面を説かなければ、部分では何とでも言えるからである。

では、どう継承したか。カントはこの世界の本質

そのものは理解できないという「不可知論」を唱えたが、ヘーゲルは絶対精神の運動として世界を説いたのであり、世界を歴史的に見ることによってカントの説き切れなかつた問題を説いたのである。こうした点からも、本稿で取り上げた『歴史哲学』が重要性を持つことになるが、氏の論ではこの指摘が存在しない。

引用文献

- 1) 薄井坦子：看護の原点を求めて、第1版、1-2、日本看護協会出版会、1987.
- 2) 原好男：解説－『人間不平等起源論』（ルソー選集6）、第1版、230、白水社、1986.
- 3) 高木八尺他篇：人権宣言集、第1版、114、岩波書店、1957.
- 4) 村井実：人間の権利、第1版、31、講談社、1996.
- 5) G.W.F.ヘーゲル：近代自然法批判、国富弘志他訳、第1版、24-25、世界書院、1995.
- 6) G.W.F.ヘーゲル：歴史哲学 上巻、武市健人訳、第1版、72、岩波書店、1954.
- 7) G.W.F.ヘーゲル：哲学史 上巻、武市健人訳、改版、37、岩波書店、1974.
- 8) G.W.F.ヘーゲル：歴史哲学 上巻、武市健人訳、第1版、43、岩波書店、1954.
- 9) 滝澤哲哉：ヘーゲル哲学の真髓、第1版、16-17、マルジュ社、1999.
- 10) パーヴォ・バリシック：ヘーゲルにおける自由と人権、飯塚智訳、207、関西学院哲学研究年報37巻、2003.
- 11) 同上 208.
- 12) 同上 212-213.

What is set on the Base of a Human-rights Theory?

Yukinobu Kato

【Abstract】

Philosophers, such as John Locke and Jean Jacques Rousseau, contributed to the establishment of human-rights thought greatly. However, the natural law thought used as the basis for their arguments reduces the human beings, who are social existence, to just to individual existence, and it can be said that was an anti-thesis to the social situation of those days. Thus, while it had the big validity in those days, it is not always theoretically right.

We can find a more adequate basis of human-rights theory in a German philosopher Friedrich Hegel rather than them. Hegel tends to be considered as a nationalist and his works are rarely regarded as having relevance to human rights. But if we read his works in a theoretical manner, it is understood that that is not true. He was an idealist, and explained that the essence of the spirit was free. In fact he explained in the "*Philosophy of history*" that the world history was the development of the consciousness of freedom. This means that human being's essence is his freedom. It is here that we can ask for the basis of a human-rights theory in his thought.

However, Hegel did not explain about the origin of human beings and their primitive state about which German philosopher Immanuel Kant, who precedes Hegel, tried to explain. Hegel's theory would serve as a basis of a human-rights theory, if being supplemented with this point and reads from the position of materialism.

【Key words】 Human rights, Rousseau, Hegel, Philosophy of history